

## 議 事 日 程

第2回定例会  
R 5. 2. 8 午後3時  
狛江市役所4階特別会議室

### 1 審議事項

- (1) 議案第1号  
狛江市立学校長及び副校長人事の内申について
- (2) 議案第2号  
狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第3号  
狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第4号  
狛江市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### 2 報告事項

- －議会報告－  
な し
- －行政報告－  
な し
- －事務報告－  
な し

議案第1号

狛江市立学校長及び副校長人事の内申について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月8日

提出者 狛江市教育委員会  
教育長 柏原 聖子

提案理由

「令和5年度小中学校管理職異動内示」に伴い、東京都教育委員会に対して管理職配置について内申を行う。

議案第2号

狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月8日

提出者 狛江市教育委員会  
教育長 柏原 聖子

提案理由

令和5年度要保護児童生徒援助費補助金の単価が引き上げられたこと等に  
伴い、必要な事項を改める。

## 狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則（案）

令和5年 月 日  
教育委員会規則第 号

狛江市就学援助費支給事務取扱規則（平成28年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
<b>別表第2（第4条関係）</b>				<b>別表第2（第4条関係）</b>			
支給項目	支給対象者	対象学年	支給内容	支給項目	支給対象者	対象学年	支給内容
新入学 学用品 費（入 学前支 給）	準要保 護者	就学予 定者	小学生 54,060円 中学生 <u>63,000円</u>	新入学 学用品 費（入 学前支 給）	準要保 護者	就学予 定者	小学生 54,060円 中学生 <u>60,000円</u>
		小学校 第1学 年 中学校 第1学 年				小学校 第1学 年 中学校 第1学 年	
(略)				(略)			
体育実 技用具 費	準要保 護者	<u>中学校 全学年</u>	実 費 （4,200 円 以 下）。た だし、新 規購入に 限る。	体育実 技用具 費	準要保 護者	<u>中学校 第1学 年及び 転入生</u>	実 費 （4,200 円 以 下）。た だし、新 規購入に 限る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第3号

狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月8日

提出者 狛江市教育委員会  
教育長 柏原 聖子

提案理由

令和5年度特別支援教育就学奨励費補助金の単価が引き上げられたこと等に  
に伴い、必要な事項を改める。

## 狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則の一部を改正する規則（案）

令和5年 月 日  
教育委員会規則第 号

狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則（平成28年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第6（第4条関係）			別表第6（第4条関係）		
支給項目	対象学年	支給内容	支給項目	対象学年	支給内容
新入学学用品費	小学校第1学年	小学校 51,110円	新入学学用品費	小学校第1学年	小学校 51,110円
	中学校第1学年	中学校 <u>60,980円</u>		中学校第1学年	中学校 <u>57,980円</u>
(略)			(略)		
体育実技用具費	<u>中学校全学年</u>	実費（4,200円以下）。ただし、新規購入に限る。	体育実技用具費	<u>中学校第1学年及び転入生</u>	実費（4,200円以下）。ただし、新規購入に限る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

狛江市立学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 8 日

提出者 狛江市教育委員会  
教育長 柏原 聖子

提案理由

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（東京都条例第 80 号）の施行に伴い、狛江市立学校の学校医等の補償基礎額を改める。

狛江市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

令和5年 月 日  
教育委員会規則第 号

狛江市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表第1（第4条関係）							別表第1（第4条関係）						
医師， 歯科医 師又は 薬剤師 としての 経験 年数	5 年 未 満	5 年 以 上	10 年 以 上	15 年 以 上	20 年 以 上	25 年 以 上	医師， 歯科医 師又は 薬剤師 としての 経験 年数	5 年 未 満	5 年 以 上	10 年 以 上	15 年 以 上	20 年 以 上	25 年 以 上
学校医 及び学 校歯科 医の補 償基礎 額	<u>7,1</u> <u>94</u> 円	<u>8,8</u> <u>20</u> 円	<u>11,</u> <u>481</u> 円	12 ,9 90 円	15, 534 円	16, 563 円	学校医 及び学 校歯科 医の補 償基礎 額	<u>7,</u> <u>02</u> 円	<u>8,</u> <u>72</u> 円	<u>11,</u> <u>48</u> 円	12 ,9 90 円	15 ,5 34 円	16 ,5 63 円
学校薬 剤師の 補償基 礎額	<u>6,2</u> <u>40</u> 円	<u>7,2</u> <u>60</u> 円	<u>8,9</u> <u>43</u> 円	10 ,4 43 円	11, 451 円	11, 844 円	学校薬 剤師の 補償基 礎額	<u>6,</u> <u>11</u> 円	<u>7,</u> <u>21</u> 円	<u>8,</u> <u>93</u> 円	10 ,4 43 円	11 ,4 51 円	11 ,8 44 円

付 則

この規則は，公布の日から施行し，改正後の狛江市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の規定は，令和4年4月1日から適用する。